

## 富山県道路安全・円滑化検討委員会 規約（案）

（名称）

第1条 本委員会は「富山県道路安全・円滑化検討委員会」（以下、「委員会」と称する。

（目的）

第2条 本委員会は、道路利用者や県民の意見を踏まえ、道路交通の安全性及び円滑化を図るため、選択と集中による道路行政の推進を目的とする。

（所掌事項）

第3条 委員会は、前条の目的を達成するために、以下の事項について実施するものとする。

- （1） 道路交通の安全性・円滑化の向上に関すること
- （2） パブリックコメントなどを活用した県民意見の把握に関すること
- （3） その他必要な事項

（構成）

第4条 委員会は、有識者、各種団体、行政委員をもって構成し、委員の構成は別紙の通りとする。

- 2 委員の追加・変更は、委員会の承認を要するものとする。

（任期）

第5条 委員の任期は、平成25年3月31日迄とする。尚、任期はプロジェクトの進行状況により延期できるものとする。

（委員長）

第6条 委員会には、委員長を置くものとする。

- 2 委員長が職務を遂行出来ない場合は、予め委員長が指名する委員がその職務を代理する。
- 3 委員長は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求めることができる。

（事務局）

第7条 事務局は、国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所調査第二課、道路管理第二課、交通対策課、富山県土木部道路課に置く。

（その他）

第8条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、その都度審議して定めるものとする。また、本規約の改正等は、本委員会の審議を経て行うことができるものとする。

付則 この規約は、平成20年12月24日から施行する

（第1回改訂）平成22年 6月29日

（第2回改訂）平成24年 7月11日

別紙

「富山県道路安全・円滑化検討委員会」名簿

委員長	富山国際大学現代社会学部教授	長尾 治明
委員	富山県商工会議所連合会事務局長	松岡 忠一
委員	社団法人富山県自動車会議所専務理事	竹橋 和夫
委員	富山県交通安全協会専務理事	池畑 雅之
委員	北日本新聞社編集局次長兼報道本部長	蒲地 誠
委員	中日本高速道路(株)金沢支社保全・サービス事業部交通管制チームリーダー	塩原 正夫
委員	富山県警察本部交通部交通規制課長	前田 幹二
委員	北陸信越運輸局富山運輸支局長	佐々木 義弘
委員	北陸地方整備局道路部道路計画課長	鈴木 祥弘
委員	北陸地方整備局富山河川国道事務所長	氏家 清彦
委員	富山県土木部道路課長	大野 順義
委員	富山県土木部都市計画課長	高嶋 良
事務局	北陸地方整備局富山河川国道事務所 調査第二課、道路管理第二課、交通対策課 富山県土木部道路課	